			第	12次横浜市消費生活審議会第1回消費者教育推進地域協議部会会議録
日			時	令和元年7月23日(火)13時57分~15時48分
開	催	場	所	松村ビル別館502会議室
出	席	1	者	大澤部会長、河合委員、栗田委員、多賀谷委員、森委員
				大澤専門委員、坂本専門委員、杉澤専門委員、細川専門委員
欠	席	1	者	なし
開	催	形	態	公開(傍聴者0人)
議			題	議題1 部会長・会議録確認者の選出について
				議題2 令和2年度横浜市消費者教育推進計画について
				議題3 情報共有・意見交換
				議題4 その他
決	定	事	項	・部会長は大澤委員とする。
				・会議録確認者は大澤部会長及び河合委員とする。
事務	务局(消費	聲経	【開会】
済訓	果長)			定刻少し前ですが、今日ご出席いただける方については皆様お揃いですので、第
				12 次第 1 回の消費者教育推進地域協議部会を開会させていただきます。
				今回、部会長を選出するまでにつきましては、事務局の方で議事進行を進めさせて
				いただきます。消費経済課長の津留でございます。委員の皆様につきましては、御多
				忙の折ご出席していただきましてありがとうございます。
				本日は、審議会委員5名中、4名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行
				規則第2条により会議開催の定足数に達しております。
				また、横浜市消費生活条例12条第1項に基づき、専門委員をお願いいたしました。
				なお、多賀谷 登志子(たがや としこ)委員
				が所用により御欠席との御連絡をいただいております。
				また、情報公開条例により、本日の部会は公開となります。本部会の会議録は、要
				約いたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただきますのでご
				承知おきください。
				本部会の運営につきましては、審議会に準じます。
				それでは、まず、配布資料をご確認ください。まず一点目でございますが、資料1
				として、「本部会名簿」を配布しております。引き続きまして、資料2として、「令和
				2年度横浜市消費者教育推進計画について」、資料3-1として、所管別に分類した
				「令和元年度横浜市消費者教育推進計画事業進捗状況シート」、資料3-2として、
				区所管・関連事業別に分類した「令和元年度横浜市消費者推進計画事業進捗状況確認 シート」を配布しております。また、お手元には、消費者教育関連の資料集、令和元
				シート」を配布しております。また、お子元には、相質有数有関連の質科集、室相元 年度の横浜市消費者教育推進計画があるかと思われますが、何か資料でないものがあ
				平度の傾無巾相負有教育推進計画があるがと思われまりが、何が貢材でないものがあ る方はいらっしゃいますでしょうか?
				る方はいらうしゃいより としょうが : それでは、第 12 次初めての部会になりますので、委員の方を紹介させていただき
				それでは、第12次初めての部芸になりまりので、安貞の方を紹介させていたださ ます。それでは、資料1の名簿順にご紹介させていただきますので、名前を呼ばれま
				よゝ。て40〜は、貝MIツ和母熈にこ加力でせくいたださまりりて、和則を呼ばれま

大澤委員

したら、一言いただければと思います。それではまず、大澤委員からお願いします。 私、法政大学法学部で法学を教えております大澤でございます。民法と消費者法を 担当としております。こちらの部会については、2010年からもう9年となることも ありますが、在外研究で参加できなかった年などもありましたが、続けさせていただ いております。よろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

続きまして、河合直美委員お願いします。

河合委員

こんにちは、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルト相談員協会、通 称NACSから来ました河合直美と申します。よろしくお願いします。消費者教育に ついて関心がありますのでどうぞよろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

続きまして、栗田裕委員お願いします。

栗田委員

はい、栗田でございます。横浜商工会議所の小売部会長を務めさせていただいております。本業の方は、中区本牧の方でお茶の販売を営んでおります。

事務局(消費経済課長)

名簿にありますが、多賀谷登志子委員につきましては、本日、御欠席と承っております。続きまして、森登美子委員お願いします。

森委員

市民委員の森と申します。初めての部会になりますが、よろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

続きまして、専門委員のご紹介を行います。まずは大澤吉輝専門委員お願いします。

大澤専門委員

横浜市消費生活総合センターセンター長の大澤でございます。私は4月から現職でございますが、前職が横浜中小企業支援財団におりまして、前は中小企業の目線、今回は消費者の目線と視点を変えて今回は審議会にのぞませていただきたく思います。ご協力できればと思います。よろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

続きまして、坂本淳委員お願いします。

坂本専門委員

(公財) 横浜市国際交流協会事務局長の坂本でございます。私も前年度に引き続き お世話になります。よろしくお願いします。

事務局(消費経

済課長)

続きまして、杉澤宏委員お願いします。

杉澤専門委員

(公財) 横浜市老人クラブ連合会事務局長の杉澤でございます。私も前年度から引き続きということでよろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

続きまして、細川哲志委員お願いします。

細川専門委員

はい、(福) 横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターの細川でございます。 よろしくお願いします。あんしんセンターと申しましても知らない方もいるかと思われますので少しだけご紹介をさせてください。

社協として法人として後見人等になるサービス、市民後見人を育成するサービス等をしております。基本的に日常の高齢者や障害者の方々の支援になるようなサービスをしております。よろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

皆様どうもありがとうございます。あわせて事務局についてもご紹介させていただきます。本日、市民経済労働部長の江南でございますが、本日所用により欠席させていただいております。誠に申し訳ございません。

多賀谷委員

(開扉音)

申し訳ありません、遅れました。多賀谷でございます。

事務局 (一同)

少々お待ちください。今、お席を御用意します。

※多賀谷委員は欠席で御連絡をいただいていたので席を用意しておらずその場で調整。

事務局(消費経済課長)

多賀谷委員、申し訳ありません、議事を進めておりまして、今、委員の皆様の自己 紹介が終わったところなので、多賀谷委員からも簡単な自己紹介をいただければと思 います。よろしいでしょうか?

多賀谷委員

申し訳ありません、横浜市消費者団体連絡会の代表幹事を務めております多賀谷と申します。お騒がせしました。

事務局(消費経済課長)

御欠席と伺っておりましたので、本日は御出席ありがとうございます。おかげさまを持ちまして、定数も足りておりますのでありがとうございます。すみません、事務局の方ばたついておりますが、お名前の方だけご紹介させていただきます。消費生活係長の田村でございます。

事務局(消費生活係長)

田村でございます。どうぞよろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

今、資料の準備で立っておりますのは、担当の蔦井でございます。

事務局(蔦井)

蔦井でございます。よろしくお願いします。

事務局(消費経済課長)

あと、担当の小美濃でございます。

事務局(小美濃)

小美濃でございます。よろしくお願いします。

事務局(消費経

以上4名が事務局になります。よろしくお願いします。

済課長)

それでは、議題1「部会長・会議録確認者の選出」に移ります。横浜市消費生活条例に基づき、審議会の各部会に部会長1名を委員の互選によって定めます。いかがでしょうか。

栗田委員

教育の専門家であり、消費者法に造詣の深い大澤彩委員を部会長に御推薦いたします。

事務局(消費経済課長)

皆様いかがでしょうか?

~一同異議無しの声~

大澤委員

承知いたしました。

事務局(消費経済課長)

それでは、議事進行を引き継ぎますので、大澤部会長、よろしくお願いします。

【議題1】 部会長・会議録確認者の選出について

大澤部会長

改めまして、よろしくお願いします。私は消費生活審議会自体は 2010 年から今年で 9 年目になりますが、部会長を担当するのは初めてになります。色々不手際などもあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いします。ただいま事務局より、引き継ぎましたので、私の方で進めさせていただきます。

それでは、次に『会議録確認者の選出について』に移ります。消費生活審議会及び

各部会では、毎回委員2名の方に持ち回りで会議録の確認をお願いしています。五十 音順で指名をさせていただきたいと思います。私と河合委員で担当したいと考えます が、よろしいでしょうか。

河合委員

承知いたしました。

大澤部会長

ありがとうございます。では、私と河合委員のほうで会議録を確認させていただきます。

【本部会の説明】

次の議題に入る前に、本部会の役割について御説明いたします。

消費者教育の推進に関する法律第 20 条第 2 項各号に基づき、消費者教育の推進に関し、消費者教育推進地域協議部会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うとともに、横浜市が横浜市消費者教育推進計画を作成または変更する場合に意見を述べることが、本部会の役割です。

本日の部会では、配布資料の2としてお配りしている「令和2年度横浜市消費者教育推進計画について」を中心に、次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。 それでは、本日はよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議題の2番目に入りたいと思います。

【議題2 令和2年度横浜市消費者教育推進計画について、議題3 情報共有・意見 交換】

それでは、『議題2 令和2年度横浜市消費者教育推進計画について』に入ります。 まず、事務局から説明をお願いします。

事務局(消費生活係長)

事務局から御説明させていただきます。よろしくお願いします。

横浜市の消費者教育推進計画は、平成27年9月に策定した「横浜市消費者教育推進の方向性」の方向性に沿って、各所管で企画立案し、予算を獲得したものを単年度計画としております。『横浜市消費者教育推進の方向性』はお配りしております消費者教育関係資料集の7番目にございます。

また、令和元年度の計画につきましては、今年の5月に審議会委員5名に書面評決で ご確認いただき、既に確定しております。

では、お手元の資料2「令和2年度横浜市消費者教育推進計画について」を御覧ください。

こちらは、次年度の計画策定に向けての御議論の参考にしていただくために、平成 29年度から令和元年度計画の3か年分の計画を比較するとともに、平成30年度の最終実績、令和元年度計画の進捗状況をまとめたものです。

また、お手元の資料3-1、及び3-2「令和元年度横浜市消費者教育推進計画事

業進捗状況確認シート」をご覧ください。こちらは、既に確定しております令和元年度の計画の表をもとに、5月末時点での平成30年度事業の最終実績と令和元年度の事業の進捗状況について更新したシートとなっております。

なお、計画においては所管別の他に方向性別、領域別で分類したものもございますが、 すべてお配りすると資料の量が膨大になるため、所管ごとに分類した3-1と区所 管・関連事業の3-2のみに資料を絞りました。ご不便等がございましたらご教示い ただければと思います。

所管ごとに消費者教育に関する事業が並んでおり、事業ごとに方向性の柱の該当番号と、対象となる領域及び年代を◎、○で表してあります。◎は事業の直接の対象、○は事業の間接的な対象のものを指してあります。資料2をご覧になる時の参考にしていただければと思います

それでは、資料2「令和2年度横浜市消費者教育推進計画について」の内容について説明をさせていただきます。

まず、1の「計画の推移(平成 29 年度~令和元年度)」の、「(1) 事業数等事業全体」の「ア掲載事業数及び所管区局数」ですが、掲載事業数については、一つの事業でも複数の予算項目がある場合は別事業として計上し年度ごとに記載しております。 29 年度の 95 事業から 30 年度では 101 事業で、6 事業、6.3%増加しています。これは新規事業によるものです。なお、30 年度から令和元度については 101 件で同数となっております。一枚おめくりいただき 2ページを御覧下さい

資料3-1における区局ごとの事業数を表にしております。なお、事業によっては複数の所管課を持つ事業もありますが、主たる所管局区名で数えております。

区は12区で事業がおこなわれております。12区のうち、西区、保土ケ谷区では現在消費生活推進員制度は運用されておりません。

3ページを御覧下さい。資料 3-2 の区所管・関連事業における区ごとの事業数を表にしております。

続いて4ページのイ「各生活領域ごとの実施状況」でございます。一つの事業で複数の領域にまたがる事業も多いため、事業数の合計とは一致しません。全領域で概ね前年同程度となっております。また、事業数としては地域を対象とした事業が一番多く、職域を対象とした事業が一番少ない状況です。

次に、ウ「年代ごとの実施状況」を御覧下さい。領域と同様に、一つの事業で複数の年代にまたがる事業が多いため、事業数の合計とは一致しません。年代ごとの分類におきましても、区を中心に生活領域の精査を加えた結果該当していない部分を削除したため、幼児期、小・中学生期、高校生期、大学・専門学校等、減少しております。また、事業数としては、成人一般が一番多く、幼児期が一番少なくなっております。

続いて5ページのエ「方向性ごとの実施状況」でございます。こちらも同様に、一つの事業で複数の領域にまたがる事業が多いため、事業数の合計とは一致しません。 全体的に増えておりますが、方向性5の「担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携」を目指す事業が横ばいの状況です。 事業数としては方向性4「生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進」に該当する事業が一番多く、方向性3「高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進」に該当する事業が一番少ない状況です。

(2)「予算額」の推移ですが、30年度計画では68事業で1億1625万1千円の予算額でしたが、令和元年度では68事業で1億2993万5千円の予算額になっており、単純比較で1,368万4千円、11.8%の増額となっております。なお、30年度から令和元年度で予算が増えた事業は101事業中28事業です。

続いて、6ページの2「平成30年度の実績」を御覧下さい。計画の実績について の各区局からの報告をもとに、成果を積み上げたものです。なお、かっこ内の数字は 前年度の実績です。

開催回数は3,508回、56事業です。

参加人数は、21万247人、39事業です。

発行数は102万7,088部、15事業です。

配信回数は156回、3事業です。

アクセス数は20万519回、1事業です。

なお、アクセス数については、前年度ベースで約 20,000 件の減少があります。これは平成 29 年度に「はれのひ」事件があった関係で例年より増加した経緯がございます。

- 3「令和元年度計画」(1)では、令和元年度からの新規・拡充事業として、3事業について、掲載しております。つづいて7ページの(2)「消費者市民社会」をテーマにした事業としては5事業ございます。
- (3)「地域における高齢者の見守り」をテーマにした事業では、増加する高齢者の 消費者被害未然防止の観点から、地域における見守りの担い手に関する事業7事業を まとめております。

8ページの、(4)「若年者(高校生・大学生)を対象とした事業」をテーマにした 事業では、若年者の消費者被害防止や啓発を目的にした事業等7事業を掲載しており ます。

事業進捗状況では今年の5月末時点での令和元年度事業の進捗状況をまとめています。着手件数は101事業中23件です。

資料2に関する御説明は以上でございます。

大澤部会長

どうもありがとうございました。事務局から資料2について説明がありました。 計画の推移や30年度の振返り、令和元年度事業の進捗状況をみていただいたなか で、令和2年度の計画に向けての御意見等はございますでしょうか。

なお、この席で出されたアドバイスや御意見は、事務局から、消費者教育推進庁内 連絡会議で所管区局へフィードバックされるということですのでご自由に御意見を だされればと思います。いかがでしょうか? 杉澤専門委員

意見というより質問なんですが、P6のアクセス数の20万回というのは一つの分野なのか合計なのかを教えてください。

事務局(消費生活係長)

すべてのページの合計数でございます。

杉澤専門委員

例えば、消費者教育の分野なのか全体のページなのかとか、前年度でしたら「はれ のひ事件」とかも入っているようですが?

事務局(蔦井)

センターのホームページ全体とご理解いただければと思います。消費者教育に特化 したアクセス数ということではございません。

大澤部会長

今の質問に関係してなんですが、横浜市の消費生活総合センターにアクセスした回数ということですが、「はれのひ事件」で被害に合った人が増えたということでアクセス数が増えたという理解でよろしいでしょうか?

事務局(蔦井)

少し補足させていただきます。

平成 28 年度 196,092 件、平成 29 年度 220,006 件、平成 30 年度 200,519 件となっておりまして、例年 20 万件程度となっていたのですが、「はれのひ事件」を受けまして、平成 29 年度の 1 月につきましては、平均にして 15,000 件から 20,000 件程度伸びたということがあります。これを受けて、平成 29 年度と平成 30 年度で 20,000 件程度の差が出ているということになっております。以上でございます。

大澤部会長

となるとここには横浜市消費生活総合センターのホームページのアクセス数だけ でツイッターとかのアクセス数は入ってないという理解で大丈夫でしょうか?

事務局(蔦井)

その理解で問題ございません。

河合委員

ハマのタスケメールとかはここには含まれていない?

事務局(蔦井)

資料2のP6の④配信回数の156回、3事業の中に含まれております。

大澤部会長

まずは、平成30年度の実績を確認しつつ、その後は、令和2年度の計画に向けてどうしたらいいかについてご意見をいただければと思います。

坂本専門委員

意見というか感想に近いんですけど、今までの説明を聞きますと個別の実績とかについて定量的には拡大している、それをもって消費者教育が拡大しているという風に説明されているように聞こえるのですが、こういった定量的な部分も重要だとはおも

うのですが、もう少し、具体的にどういう効果があるのか、そういった点を知りたい。 資料2の P6 の「(2)事業実施による効果の例(アンケートの声)」のおこづかい帳が 良かったと言った話も効果だと思うんですが、何か、前はこうだったけど、今はこう なったみたいな変化の内容について分かるような部分があるのか、そういうのがあれ ばいいかなと思いました。

大澤部会長

ありがとうございます。坂本委員の御意見に賛同するところでして、P5 の予算額が増えていることを見てこれは大変喜ばしいですし、P6 の数字で見てみると増えていれば増えているのですが、劇的に増えているわけではないと思います。となると、過去はやっていなかったけど、こんなことをやり始めたとか、そういうものがあれば考えるうえでサンプルになると思うのですが、事務局から何かありますか?

事務局(田村係長)

例えば、若者向けの消費者教育で成年年齢引下げに伴う講座について昨年くらいから取組を重視しております。出前講座について力を入れて対応もしておりますし、昨年、審議会の中で事業者との連携という話をいただきまして、工業会の連合会と従業員への消費者教育といったメールの配信なども行っております。

事務局(小美濃)

補足なんですが、「令和元年度横浜市消費者教育推進計画」の P2 に今年度の新たな取り組みや昨年度取り組んだ連携の好事例なども掲載しております。今年度の新たな取り組みについては、成年年齢引き下げに伴う出前講座とか、後は高齢者の消費者被害防止の協働ネットワークの拡充といったものがあります。昨年度実施したものについては、新規に取り組んだ、11 次の教育部会で意見として出されたアイデアから地域の事業として、お茶の淹れ方を急須で入れて学ぶ、本日もご出席されている栗田委員にご協力いただきまして30年度から新規で行っているエシカル消費の講座なのですが大変好評でして、実施初年度ながら6回実施しました。

大澤部会長

どうもありがとうございます。いかがでしょうか?今の話を受けまして何かありま すか?

すみません、私の方から、資料2のP5の方向性について分かれていると思うのですが、生活領域について、方向性3は高齢者向け、方向性4は生活領域や年代にとなっていると思うのですが、今のお茶の出前講座はこちらに含まれているという理解でよろしいでしょうか?

事務局(田村係長)

こちらについては、各年代別ということになりますので、若者の高齢者向け、大学 生向け、社会人向けといったものが含まれております。

大澤部会長

隣の P4 については、年代ごとというものがありますが、若者については成人が一番多いのは分かるのですが、先ほどお話がありましたが、成年年齢引下げの話もあり

ますので、高校生向け、大学・専門学校生向けとかに力を入れた方がいいと思います。 まずは若年者向けの教育をどうしていくのかを考えていくのがいいと思います。他の 委員の皆様についても令和二年度に向けてご意見を頂戴したく思います。

細川専門委員

私は仕事柄、高齢者の方々と話す機会が多いのですが、P6 の工の方向性を見えていると、高齢者向けの方向性3は意外に少ないんだなと思いましたが、考えてみると方向性4などにも高齢者向けの事業は含まれているということもあるので、P4 のウを見ると高齢期向け事業も増えているのでよろしいかなと思うのですが、うちの方も法律相談をやっているのですが、色々騙されてしまう人がいるので、事前の教育というのは大事だと思いので教育に力を入れていただくのがよろしいと思います。

森委員

それに関係する形で、前職はケアマネジャーをさせていただいておりました。未然 に防ぐというのは大変重要な視点で、本当に高齢者の対するご家族等をサポートして 差し上げるような支援があればいいかなと思います。

河合委員

高校生向けの授業とかで中々自分から吸収しようとはならなくて、仕方なく聞いているといったことになると吸収されるものも少ない。SNS とか若者に身近なツールを使うか、消費者力が上がるような仕組み、ゲームで学べるようにするとか、そういったやり方を考えてもいいと思っています。

事務局(消費生活係長)

施策検討部会で、若者向けの成年年齢の引き下げに伴う教育の在り方について検討していただいております。我々も、若者に対してどうやってアプローチしていていくかを考えております。まず、教育委員会と連携していくか、また学習教材をどうするか考えていかねばならないと思っております。

大澤部会長

若者向けだけでなく高齢者向けについても大変大事なトピックだと思います。消費者契約法の改正についてですが、元々は高齢者被害の話中心であったのが成年年齢引下げの話になっていきました。しかし、高齢者向けの消費者被害については落としてはいけない話だという話ももちろん出ました。高齢者向けの消費者被害に対いては、ご本人だけでなく、周りでフォローしている家族とかについての教育が必要かと思います。他方で、河合委員が御指摘してくれた、若者向けについては、実感がわかないと思うので、こういうセンターがありますよと言われても使うという興味が中々わかないのではないかと思います。

多賀谷委員

高齢者の場合、研修や講習会を開いたりするんですが、そこに出てこれる人についてはいいのですが、そこに出てこれない高齢者、家から出られない高齢者が被害に合っていることに対してどうフォローしていくかが重要だと思います。若者については、自分のことではないという思い込みがあるのでそのあたりをどうすればいいかが

重要だと思います。

坂本専門委員

高齢者に向けての教育は限界があるので、仕組みづくりを作ってセーフティネットを作った方がいいと思います。若者に向けてはよく分からないけど、知らないと問題であるというならば、しっかり教育して知ってもらわなきゃならないし、本人に伝わるやり方を行わなくてはならないと思います。学校教育と連携していくのが重要ではないかと思われます。

事務局(消費生活係長)

今の御意見で、やはり成年年齢が 20 歳から 18 歳になると親の承諾なしにした契約は取り消せるという未成年者取消権が 18 歳までしか認められなくなり、そうなるとやはり被害が出ると予想されます。

大澤部会長

坂本委員の御意見よくわかりまして、未成年者取消権というのは、物を買っているというのは契約なのですが、高額な買い物は取消が出来るのですが、成年年齢引下げに伴って、責任が発生するということを理解しなくてはならない。高校生の教育の柱にするということは必要なことだと思います。今まで被害にあったことがあんまりない、もちろん、オンラインゲームでお金を騙し取られたみたいなことはあるのかもしれませんけど、やはりその実感がわかない、最近だとテレビとかでこんな詐欺がありますとか聴いていてもどこか他人事かもしれない。18歳になったら自分で契約ができます、そして、責任を負わなくてはならない、こういったことを教育の中で知っていく必要があると思われます。

それと関係するのですが、2022 年に社会科で高等教育が少し変わります。公共という科目が出来ます。これは今の現代社会に代わるものになると思うのですが、コンセプトとかを見た限り、すべてが共感できるわけではないのですが、一つ共感できる点があるとすれば、従来の現代社会で時間を割いていなかった、契約の仕組みとかそういう話がかなり増えるようになっていると思うので、少なくとも 2022 年以降はそういう科目が設置されるので、そのあたりと連携して実践的な事例を含めて分かってもらうのもいいと思います。別に 2022 年を待つまでもなく、出来る範囲から教育の現場でやっていけるように進めていけばいいと思います。

大澤専門委員

横浜市消費生活総合センターでは、相談員の方が高校の家庭科の教師向けの講座も 実施しています。家庭科教師も専門が契約とかではなくて実習とか調理とかの場合も あるので知識を得てもらって、生徒に教えてもらえるようにしています。回数は多い わけではないがそういう取り組みも行っています。

河合委員

特別支援学校の消費者教育についてはどうなのでしょうか?

通常のお子さんよりも相談の窓口があるということだけでも知ってもらって、助け を求める場所があるということを理解してもらった方がいいと思うのですが。

事務局(蔦井)

資料3-1のP1をご覧ください。番号で言いますと5番になりますが、専門家派遣による出前講座としてですね、弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施するとしてあります。実績としましては、特別支援学校についても弁護士の先生に2回ほど講座を行ってもらっています。そのあたりどのように広げていくかは難しいところではあるのですが、そういった形で契約についてであるとか、センターという窓口があることについて知ってもらうことを行っております。

多賀谷委員

例えば、直接、学校で出前学級みたいなことはやっていないのですか?

事務局(田村係長)

平成 22 年度から学校への出前講座を行っております。今一番引き合いが多いのは 小学校向けの講座が多くて、弁護士やファイナンシャルプランナーを派遣して対応し ています。

多賀谷委員

成年年齢引下げに合わせて、高校に行くといったいうようなことはないのでしょうか?

事務局(田村係長)

今まで、小学生から高校生向けまでカリキュラムを準備していたのですが、中々高校からの希望が無くて、そのあたり、新メニューを立てて推進していこうと考えています。

大澤部会長

若者向けに対する講座というのは、先ほどのセンターの話とかだと、教員に教えて、 消費者を教育する立場の方への教育かと思います。今の多賀谷委員の話では、直接学 生に教えるといった話だと思うのですね。このあたりはどうなのかと思うのですがい かがでしょうか?

事務局(蔦井)

小学校・中学校向けについては、出前講座ということで、係長の田村の方から説明 もありましたが、弁護士やファイナンシャルプランナーの方を講師にして直接学校で デモンストレーションを行う。実際は契約はこうなんだというのを話していただいて います。

高校向けについてはまだ広がりがないというか、希望がないため、今後どうするか、 成年年齢引き下げに向けてどうしていくか今後の課題だと認識しております。

多賀谷委員

やはり、こういうのは高校生を目の前に講座を開いてもらった方がいいと思います。

生徒を目の前に置いて、DVD を使いつつ、資料を使いつつ教えるのが(教師を通して)間接的に行うより、いいかなあと思います。

杉澤専門委員

高齢者についてなのですが、高齢者でよく問題になるのが、振込詐欺とかこういった点に関心が高いと思うんですが、消費者問題と振込詐欺って振込詐欺は警察の問題であって、消費者の問題と違うと線は引かれていますが、高齢者にとっては、その辺の線引きはあんまり関係なくて、非常に関心があるテーマであることに変わりはない。高齢者に話をするにあたって、区役所が何かやるとするなら、警察と何か一緒になって、振込詐欺の問題などについてもしっかり対処していくのがいいのではないかと思います。

大澤部会長

ありがとうございます。NHK の 6:30 くらいからのニュースで詐欺被害の実例を紹介していく話があるのですが、ここで出てくるのは高齢者が騙されている話、そして内容は詐欺、息子を騙る、役所を騙る、裁判所を騙るといった詐欺の話が多い。この話は警察の話だけではないと考えています。例えば、神奈川県警と一緒になって何か取り組むとかできないのか、そういったことは私も思います。

事務局(消費生活係長)

事業としてですと、区役所レベルで地域の中の懇談会とかには警察の方にも来ていただいて消費者の詐欺について注意喚起していただくとかそういったことはしていただいています。

事務局(蔦井)

資料3-2なのですが、P4ご覧いただいてよろしいでしょうか。番号23なのですが、保土ケ谷区地域振興課とあると思うのですが、こちらに「街灯啓発キャンペーン」とあると思うのですが、消費生活に関する情報周知のための街灯啓発キャンペーンとあるのですが、こちら、洪福寺の商店街でセンターのティッシュを配るのですが、配るにあたっては、商店街の方とか、警察の方も一緒に入っていただいて、行政・警察・地域の三位一体で協力しています。

やはり、商店街ですので、使われている方高齢者の方も多いので、啓発の一貫に取り組んでいます。他の区については、どうかぱっと出てこないところではありますが、 区単位ではこうした事例があることを補足されていただきます。

河合委員

福祉系の方も見えられていますが、福祉系の方と消費生活系の方の連携が大事だと思います。以前、地域ケアプラザの社会福祉士の方から話を聴いてみますと、複数のお宅で健康食品を見かけた。これは流行しているのかなと福祉士の方は思ったようですが、それは訪問販売の話で買わされていたという話でした。福祉関連で取り組んでいる方と消費者関連で取り組んでいる方について、お互いに持っている情報が違っていることもある。だからお互い連携しあって情報共有、学びあいをしていくのがいいと思います。

細川専門委員

我々も先ほど、法人後見をやっていると申し上げましたが、とある宗教系の新聞の

契約を結ばされたという話があってですね、その契約をした方は目がほとんど見えていない人で新聞も読めていない方だったんですが、親切な人がきて契約したと言っているんですね。うちが間に入って取り消すといったら、新聞の取消について法的に色々抵抗してくるわけですね。仕方ないのでこれからの契約は取り消したのですが、我々がついていたから取消が出来たと思うのですが、いいように騙されてしまっている人は多いと思います。意外とこういう人たちは相談に来ないんですよ。福祉の関係の方、社会福祉士とかホームヘルパーの方とかこういった方々に色々知ってもらうのも大事だと思います。

森委員

ケアマネージャーとか訪問介護事業者の集まりとかそういう場所に情報をいただくのがいいと思います。

大澤部会長

今のような、取り組み、ケアマネージャーの集まりとかそういった場所への情報提供とかそういう取り組みは何かありますか?

事務局(消費生活係長)

昨年から取り組んでいるもので、地域ケアプラザの職員向けの研修を行っております。昨年は一回実施したら、60人定員のところ100人参加とかなり関心を集めていると感じています。今年度は1回から4回に増やし、ケアプラザの職員だけでなく、消費生活推進員、行政職員、社会福祉協議会の職員とも一緒に交流できる場を作りたいなと考えております。

森委員

ケアプラザ、全部で 120 くらいはあると思いますが、なるべく多くのケアプラザ の方に参加していただけるように周知していただければと思います。

大澤専門委員

今の消費生活の関係と高齢福祉を結ぶ話としてセンターでも高齢者の見守り、消費 生活相談として直通の電話を設けています。地域ケアプラザの職員の直通の電話にな ります。関係者の方には情報提供をしているのですが、直通の電話でつかいにくいの かあんまり件数は伸びていないのですが、消費生活相談とは違った電話回線を御用意 しているので、関係者の中で周知していきたいと考えています。

細川専門委員

福祉学級の話も気になるところなのですが、知的障害者の方とかは人がいい人も多くて、すぐ「うん」だとか「はい」だとか言ってしまうことも多いと思われます。高齢者とかだと地域ケアプラザとか地域包括センターとかで相談にのってもらえると思うのですが、障害者の方についても基幹相談支援センターとか、高齢者で言えば地域包括支援センターのようなものがあるのでこういったところにお声がけとかしてもらうのもいいかもしれない。

河合委員

軽い知的障害の方だと事業者の方が分からない場合もある。事業者の方も障害者の

方かどうかも分からない場合もあり、あれもこれも買ってもらってしまうこともあり、事業者の方にもそういうこともあると知ってもらうために色々教育の場があってもいいと思います。

大澤部会長

事業者の方から見て分かりにくいということもあります。事業者が障害者の方かどうか判断できないこともあります。立ち入って聞くわけにもプライバシーもあるので難しいです。

多賀谷委員

私のところでは、今年からですが、地域連携会議というものに施設代表、民生委員等が集まってもらっています。こういう場所に資料を送り込むとか、話をしていただくとか、小さいところにはなるけどやっていくのもいいかもしれないです。

事務局(消費経済課長)

若者の話になるのですが、今、大澤専門委員からも話がありましたが、学校の先生に講座を行って知識を持ってもらうと言った話があったかと思うのですが、我々どもも、学校の先生向けに行う講座のメニューをそろえてはいるのですが、変な話、申し込み待ちとなっています。学校のカリキュラムに中々食い込んでいくことが中々できないのが課題なのが現状です。教育委員会とは事務的にはお付き合いはあるんですが、やはり学校に対して強い姿勢をもって臨むべきだと考えているのですが、そのあたりについて私たちに柱になるようなものを御教示いただければと思います。

多賀谷委員

私たちは道徳の時間に出前講座をさせていただいております。高校とかは予備の授業とかはあるのでしょうか?

事務局(消費経済課長)

家庭科の学習指導要領を見る限りですが、あるにはあるのですが、調理実習など作業的なものが時間を占めています。これで終わってしまうような点もあるため、授業に入れ込んでいただくのは難しいかもしれないです。

大澤部会長

私が高校生の頃は朝礼とかも時間はあったかと思う。自分は高校生の頃そういう時間に色々やっていたような記憶があります。授業時間に食い込むのが難しいとなると高校生がどこに集まるかと考えると、朝礼等は使えるのではないでしょうか。

坂本専門委員

高校ではないのですが、中学だと総合学習の時間とかがあったと記憶しているのですが、若者向けとかだとネット社会の落とし穴に落ちないようにすることみたいなテーマで講座をやれば、入り口としては入りやすいと思います。早めにそういう教育をしておけば、高校生になってからもそういう危険を回避できるように思います。可能性としては総合学習くらいしかないのではないでしょうか。

細川専門委員

ゆとり教育みたいなときは自由なコマは結構あって、教育委員会事務局と健康福祉

局で連携して福祉教育の時間とかを行っていました。当時はゆとり教育の中だったので福祉教育もかなり取り組んでもらっていたのはあるかもしれないからですが。

大澤部会長

今はゆとり教育からの揺り戻しがあって今は科目数が増えてることもあって、かな りカリキュラムはタイトになっていると思いますが、教育委員会事務局に働きかけて もいいと思います。

例えば、話は少し変わりますが、私は大学の教師をしていて年に一回くらい、神奈川とか東京の高校から高大連携授業みたいな感じで高校に呼ばれて模擬授業みたいなことをやっています。私が地方出身だからかもしれませんが、あんまりこういう話を聞いたことはなかったです。こういった時間もあるので、専門家から話を聴いてみるみたいな時間はあると思うので、そういう時間をもらってもいいかもしれないです。教育委員会事務局と連携して働きかけてもらうのがいいのではないかと思います。

森委員

イベントの時とかオリエンテーションの時とかにやっていただくのもいいかもしれません。

大澤部会長

そういうのも考えられると思います。今はゆとり教育のことから比べると科目数も 増えて厳しくなっているので、学生が参加するイベントやオリエンテーションの時間 を頂いて対応、中学生なら総合学習とかの時間、高校生なら大人の話を聴いてみよう みたいな時間を貰うのは前向きにやってもらうといいと思います。

杉澤専門委員

すぐには進まないかもしれませんが、先生たちがその気にならないといけないと思 うので、生徒に教育する前に先生に対して働きかけるのも重要ではないかと思いま す。

大澤部会長

今、高校の先生方についても、かなり授業だけでなく部活動など非常に忙しいと思います。今の話は大変重要な話なのですが、余裕がないかもしれないので、今私たちが話している話を先生に認識してもらって余裕がない中でもやってもらえるようにしてもらうのがいいと思います。

河合委員

第 11 次の部会の時は教育委員会事務局の方がいたように記憶いているのですが、 今回はいないので学校教育現場の実態が分からないと思うのですが、いなくなってし まったのは何かありますか。

事務局(消費経済課長)

学校の先生も中々お忙しくて連続でお願いしてきてもらうのが難しいところもございます。変な話単発でもいいから出られませんかとお願いするんですが、中々来て

もらえないのが現状です。

事務局(蔦井)

第 11 次までは教育委員会事務局の方にも出ていたんですが、今回は施策部会という別の部会もあり、そちらの方にも出ていただく調整をしていて、こちらの方に出ていただくのは難しいということもあり、今年は専門委員から教育委員会事務局の方が外れているということがあります。

河合委員

教育委員会事務局の方がいた方が実態がより分かるからいいのではないかと思う んですよね。

細川専門委員

教育委員会と相談するといろんな分野のリーダー的な先生がおられるのでその先生に話を聞けばわかることもあると思います。

大澤部会長

教育委員会と協力するのがいいかと思います。

事務局(津留課長)

分かりました。そこは受け止めせていただいて、またご相談させていただきます。 もう一点、少し常日頃から悩んでいることがありまして、今度は高齢者の話なので すが、今色々お話しいただいて、例えば警察との連携とかそういうのもあるなと思っ たのですが、直近心配しているのが、消費生活推進員という地元の人たちにお願いし ている方たちがいるのですが、大体ご高齢の方が就任してくれているのですが、こう いった人たちに最近の消費者被害の最新情報を提供したり、あと、出前講座で地域の 福祉団体で高齢者の給食サービスをやるからそこで講座をやってくれとかそういう 話があるのですが、この団体が消費生活応援隊という団体なんですが、これが市のO Bが立ち上げた団体なんですね。詐欺被害とか消費生活問題を扱っている人たちが多 い中で被害が出る前に何かできることはないといったことをやってくれているんで すね。紙芝居とかかるたとかいろんなやり方で講座をしてくれています。警察からの 要請で振込詐欺防止とか色々やってくれているんですが、高齢化が進んできていて、 その人たちのやってくれている内容が意外に好評であんまり外に出てこないような 人がわざわざでてきたり、人が集まってきてくれているのですが、高齢者に対して、 効果的に詐欺被害とか消費者被害を伝えられるような方法とか、伝える担い手とかそ んな点について何かお教えいただきたいと思っています。

栗田委員

消費者教育って全体でやっている中で、この話は犯罪に巻き込まれないための話。 警察は犯罪を防ぐという意味では銀行とタイアップして色々やっています。あと、学校という話があったと思うのですが、本来、消費というのは親がするものです。最近は、個人情報にうるさい時代だから、先生も子供たちの家庭まで把握しにくい。そんな状況の中で学校に色々教育をやらすのは難しいのではないかと思います。問題は、いざ問題が起こった時にどこに相談ができればいいのかというのが分かりやすくな っていればいいと思います。ほとんどの業者は最近はコンプライアンスもしっかりしているのでだますようなことはしないが、そういうのがしっかりしていないグレーな業者、それと犯罪行為をする業者とかを分けて考えた方がいいと思います。先ほどのお年寄りがいっぱい集まってきて好評だったという話(※紙芝居とかかるたのこと)があると思うのですが、例えば、オレオレ詐欺でだまされたって話を知っていたとしても、その場で分かっても、犯罪者もどんどん新しい手で騙してくるのも実態です。何が大切かと言えば、騙される内容を知るより、お互いの連携が取れるように、誰かに相談できる体制をとる、例えばセンターに相談が出来るようにするとかそういったことが大事だと思います。事例だけでおさまらないということを知り、できるだけ早く相談できるようにしてもらうようにするのが良いと思います。

大澤部会長

今日の私の議事進行にも問題があったかと思うのですが、今日は高齢者と若者という形で話をふったのですが、親世代というのはまさに高齢者と若者の間の世代なんですね。親世代がこういう詐欺被害などがあることを知っているのかということなんですね。親を通して家庭の中で契約における被害とかそういうのを知ってもらえるようにするといいと思います。

事務局(蔦井)

少し事例なのですが、資料3-1の1ページでございます。こちらに1番で件数 自体はそんなに多くないんですが、専門家派遣による親子金銭教育講座というの出前 講座を実施していて、PTAの方にSNSの使い方とかで大炎上が起こるとかそういう 話を知ってもらう講座を実施して知ってもらうためにやっています。親の方から言わ れることで気を付けなくてはならないということを子供に言ってもらうことで知っ てもらうということをやっております。

大澤部会長

ありがとうございました。そろそろ時間が押してきているのですが、次の議題なのですが、情報共有、意見交換ということで、半分くらいそういう話をしていると思うのですが、他に何かある方はいらっしゃいますか?

杉澤専門委員

先ほど、消費者問題で応援隊という話があったかと思うのですが、老人クラブでもこの応援隊にお願いしてやってもらっています。そして評判はいいです。私は実際に見たわけではないのですが、NHKで毎日やっている「騙されない劇場」ですか、話を聞くにしても、ああいう感じで分かりやすくするのもいいと思う。

大澤部会長

今の話と関係するかは分からないのですが、私は東京都の被害救済委員も兼ねています。見ていると、これは東京都の消費生活センターがやっているかと思うのですが、毎年、落語で勉強する悪徳商法みたいなことをやっています。落語をしてくれているのは大学生で、消費生活総合センターの周りにある大学の落語研究会が協力してくれているのだと思うのですね。実績は分かりませんが、前に聞いたときは評判がいいと

いう話をうかがっています。そういう形で被害の状況とかを示すとかをやるのもいいかと思います。

坂本専門委員

今日の話はどちらかというと防止的な観点、若者にせよお年寄りにせよ、消費者教育を通じて被害に合わないようにしようとするリスクマネジメント的な話ですよね。でもその一方で、消費者教育についてはプラスチックゴミとかレジ袋の有料化とかそういったことへの理解を広めることも消費者教育だし、今、捕鯨みたいな日本が今世界の潮流と違った方向に行っていますが、鯨を食すことは何なのかとかそういう話をしてもいいと思うし、SDGs みたいな話でグローバルな視点からもっと広い視野で話を検討してもらってもいいと思います。

大澤部会長

どうもありがとうございました。環境問題とか、資料3-1の環境創造局・資源循環局とかがやられていることなんですが、ゴミの話とか地産地消の話とか、今おしゃってもらった通りだと思うので、消費者被害対策をやりつつ、こういった点についても推進していく必要があるし、最初に少し話が出たお茶の出前講座みたいなのも実施していくのもよいと思います。他に意見は何かありますか?もしないようでしたら、その他の議題に移らせていただきたく思うのですがいかがでしょうか?

事務局(田村係長)

【議題4 その他】

それでは、今後について御説明させていただきます。本日いただきましたご意見は、 令和二年度計画に向けた御意見として、庁内連絡会議で所管区局に伝えてまいりま す。

また、9月から10月にかけて日程調整をする予定ですが第2回の審議会を開催 し、各部会の審議経過を御報告いただきます。

本部会につきましては、特に部会を開催する必要がある案件等が生じなければ、次回も来年の7月頃に開催する予定でございます。今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

大澤部会長

【閉会】

これで本日の議題は全て終了しました。

少し早めではありますが、これで、第1回消費者教育推進地域協議部会を終了いたします。

長時間に渡り、お疲れ様でした

資料 議事次第

配布資料1 消費者教育推進地域協議部会名簿

配布資料2 令和2年度横浜市消費者教育推進計画について

配布資料3-1 令和元年度横浜市消費者教育推進計画事業進捗状況確認シート

配布資料3-2	< 所管で分類> 令和元年度横浜市消費者教育推進計画事業進捗状況確認シート < 区所管・関連事業>
参考資料 1 参考資料 2	消費者教育関係資料集 令和元年度横浜市消費者教育推進計画